

「フリーランス新法への対応」

講師 弁護士法人福田・木下総合法律事務所
代表弁護士 福田 浩久（ふくだ ひろひさ）

近年、働き方が多様化し、個人が事業者として業務を受託するフリーランスが増加し、その重要性が高まってきた一方で、フリーランスと企業などの発注事業者との間で、報酬不払いやハラスメントなど様々なトラブルが多発する傾向にあります。

そのような経営環境の中、フリーランスとの取引を適正化し、フリーランスが安定して働ける環境を整えるために、フリーランス・事業者間取引適正化等法（いわゆる「フリーランス法」）が2024年11月に施行されました。フリーランス法は発注事業者に対し各種の義務を課しており、発注事業者として、適切な対応は急務といえます。フリーランス法に基づく対応が不十分な場合、公正取引委員会からの勧告を受け企業名が公表される場合もあり、そのような事態となれば当該企業の社会的信用が低下するなど重大なリスクを招く恐れがあります。（今年6月には同法違反として大手企業が公表されています。）

本セミナーでは、フリーランス法の解説、実務上の対応について分かりやすく解説いたします。自社において、新法に基づき、フリーランスとの取引が適正に行われているかについて確認するための良い機会と存じますので、是非ご参加いただきたくご案内申し上げます。

★開催日時 令和7年10月28日（火） 13:30～15:00
★会場 長崎商工会館3階 第1会議室 + 第2会議室
（長崎市桜町4番 Tel.095-823-5545）

★受講料

長崎県中小企業団体中央会会員	お一人様	3,000円
一般	お一人様	5,000円

★お申込み 【締め切り 10月14日（火）】
裏面の参加申込書をFAX、またはQRコードよりお申込みください。

【講師ご紹介 福田 浩久 弁護士（弁護士法人福田・木下総合法律事務所）】

略歴 平成5年3月 東京大学法学部卒業
平成10年 弁護士登録（平成12年長崎県弁護士会に登録換え）
平成26年 弁護士法人福田・木下総合法律事務所設立。
現在、長崎、福岡、東京の各オフィスで弁護士業務を行っている。

事務所紹介、主な活動等

福田浩久氏は弁護士法人福田・木下総合法律事務所代表弁護士。長崎・福岡・東京3拠点の広域ネットワークと所属弁護士9名による組織的な法的サービスを提供。法人顧客、個人顧客及び顧問契約を取り扱う総合法律事務所。法人顧客は一般企業を中心として、地方公共団体、医療法人、学校法人、社会福祉法人等多岐にわたる。人事労務問題、広告表示対策、M&A対策、事業継承対策など企業が抱える法的課題を迅速に解決するだけでなく、それぞれの顧客に寄り添った最善の改善策を提案することを心がけている。

★参加費は、前払いにてお願いいたします。10月21日(火)までに下記口座へお振込下さい。

なお、参加費振込後のご返金は致しかねますので予めご承知願います。

振込先:十八親和銀行 桜町支店 当座 7827 長崎県経営者協会 会長 藤田 真

長崎県経営者協会あて

申し込みは下記に記入し FAX でお申込みいただくか、

QRコードよりお申込み下さい。

FAX 095-822-3421



長崎県中小企業団体中央会会員 お一人様 3,000円

一般 お一人様 5,000円

「フリーランス新法への対応」のセミナー参加申込書

貴社名			
所在地			
所属団体	長崎県中小企業団体中央会		
ご担当者	部署・役職名	☎	
	ご氏名	FAX	
参加者ご氏名（ふりがな）	部署名	役職名	
1.			
2.			
3.			
※今回のセミナーについて事前に質問がございましたらご記入ください。なお、セミナーにおいて質問に対する回答、引用については質問者が特定できるような個人情報等については開示いたしません。			

※ご記入いただいた個人情報については厳重に管理し、今回の講座に関するご連絡以外には使用いたしません。

お問い合わせ先：長崎県経営者協会 担当 峯下・榮

〒850-0031 長崎市桜町3-12 中尾ビル3階

☎095-822-0245 FAX095-822-3421